

埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託
公募型プロポーザル実施要領

埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務について、公募型プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

1 委託業務の目的

埼玉県が審査を行う令和9・10年度競争入札参加資格審査（以下「審査」という。）について、申請方法や必要書類に係る問合せ対応等の審査支援を行い、審査の適正な運用を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙、「埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年8月1日から令和9年1月31日までとする。

(4) 委託上限額

31,680,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

次の(1)～(9)の全てを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本業務の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 本業務の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平

成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、同条第 6 条に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。
- (9) I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

4 質問事項の受付

本件に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 3 時まで

(2) 受付方法

質問書（様式 1）に記入の上、電子メールで提出すること。

埼玉県総務部入札審査課 審査担当

電子メール：a5770-03@pref.saitama.lg.jp

件名：「埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託」質問書（法人名）

※送付後、必ず着信確認の電話をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和 8 年 6 月 12 日（金）までに県ホームページに公表する。

なお、簡易なものを除き、電話等による質問には応じない。

5 参加申込及び企画提案書の提出

(1) 参加申込

ア 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

以下のアドレス宛に参加希望書（様式 2）を電子メールで提出すること。

埼玉県総務部入札審査課 審査担当

電子メール：a5770-03@pref.saitama.lg.jp

件名：「埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託」参加希望書（法人名）

※送付後、必ず着信確認の電話をすること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年6月25日(木)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで提出。なお、大容量のデータの送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るので、申し出ること。

埼玉県総務部入札審査課 審査担当

電子メール：a5770-03@pref.saitama.lg.jp

件名：「埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託」企画提案書(法人名)

※送付後、必ず着信確認の電話をすること。

ウ 提出書類

別紙仕様書を参照の上、以下の書類を提出すること

(ア) 誓約書(様式3)

(イ) 見積書(様式4)

「2(4)委託上限額」に掲げる金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の範囲内で作成すること。見積書は、総額だけでなく、項目ごとの内訳及び単価等が分かるように計上すること。会社印、代表者印は不要。

(ウ) 法人等の概要がわかるもの(設立趣旨、事業内容のパンフレット)

(エ) 企画提案書(様式自由・A4サイズ・ページ番号付与)

a 基本方針及び重要なポイント

仕様書「2 業務概要」の各項目を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを(1)～(4)ごとに記載すること。

b 業務運営体制

以下の項目について、実施内容を具体的に提案すること。

①業務従事者の教育体制(申請受付業務、セキュリティ対策など)

②要員のバックアップ体制(欠員が生じた場合のバックアップ要員のスキル確保など)

③問合せ対応の品質向上の取組(対応時間短縮の対策、誤回答発生時の対応など)

④発注者への業務引継方法(仕様書「2(4)引継ぎ業務(令和9年1月に関するもの)

⑤その他(仕様書に記載のない項目で、本業務の目的達成に資する企画提案があれば記載)

c 業務実績(企業、業務責任者)

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けたヘルプデスク業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、公

的機関以外から委託を受けたヘルプデスク業務についても該当がある場合は記載すること。それぞれ、本業務に配置予定の業務責任者の関与状況もわかるように記載すること。

エ その他

- (ア) 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (イ) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る、複数の提案はできない。
- (ウ) 企画提案書の提出後は、その企画提案の内容を変更することはできない。

6 審査・選定

(1) 審査・選定方法

委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書を提出した者が、県が設置する「埼玉県競争入札参加申請ヘルプデスク業務委託に係る委託先選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーションを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には事務局が書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者（3者程度）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者の場合は、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・方法

令和8年7月2日（木）オンライン（Microsoft Teams）により実施する。

詳細については、企画提案書を提出した者に対し、電子メールで連絡する。

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

審査委員からの質疑 10分間程度

ウ 注意事項

企画提案書等に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

(3) 審査結果の通知

令和8年7月7日までに選考結果を提案者全員に対して電子メールで通知する。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

7 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出したもの。
- (5) 提出書類に不備があるもの。
- (6) 委託上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

8 契約に係る事項

(1) 契約の締結

提案された企画内容を基に、委託先候補者と県との間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、業務委託契約を締結する。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

(3) 契約保証金

埼玉県財務規則第81条の規定による。

9 情報公開

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- (1) 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
- (2) 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- (3) 審査基準に係る審査項目
- (4) 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
- (5) その他発注機関が必要と認める事項

10 その他

(1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(2) 提出書類について

提出された参加希望書、質問書及び企画提案に係るすべての書類については返却しない。

(3) 企画提案書の情報公開

情報公開請求があった際には、請求に応じて埼玉県情報公開条例で定める不開示情報を除き、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

11 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県総務部入札審査課 審査担当

所在地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-5771